

一九九二年九月三日 第三種郵便物承認 毎月(一・二・三・四・五・六・七・八の日)発行

KSKQ

No.44

障害者事業団だより

一般財団法人箕面市障害者事業団



去る9月28日(土曜日)、静岡市清水区(清水テルサ)で倉田哲郎箕面市長の講演があった。テーマは箕面市が取り組む社会的雇用のこと。静岡県内の幅広い実行委員会主催のシンポジウムで実現した。市長は最後に会場に向け、次の言葉を投げかけられた。

「始めなければ、進まない。時間はかかる。でも、どこかで誰かが始めなければ 世界は変わらない。『誰かが始めてくれる』と思ってはいけない」

当事業団も、この講演会に向け、一緒に準備をさせてもらったが、改めて原点を確認できた思いで一杯だった(関連記事がP.2~4にあります)。

障害者事業団をもっと知っていただきたいシリーズ⑪	2P
よくあるご質問	
「社会的雇用はいつ頃から始まったのですか?」に答えて(後編)	
事業団日誌	5P
就労支援課の取り組み	6P
重度障害者市民のViewpoint	8P
連続講座の報告	10P
働く顔	11P
編集後記	12P

障害者事業団をもっと知っていただきたいシリーズ⑪

よくあるご質問

「社会的雇用はいつ頃から始まったのですか？」に答えて(後編)

一般財団法人箕面市障害者事業団 常務理事 兼 事務局長 栗原 久



前号では、社会的雇用の歴史を4つの時期に分けて、前半について記述した。後編に移る前に、さらに詳細な原稿を次の雑誌に掲載する機会を得たのだが、この雑誌原稿との整合性を考え、改めて4つの時期については名称も含め下記のように訂正したい。

● 雑誌名等

「自治体が市民とともに作ってきた社会的雇用の取り組みー福祉と労働の谷間を埋めるために」、『リハビリテーション研究』No.156、(公財)日本障害者リハビリテーション協会、平成25年(2013年)9月1日発行

● 4つの時期の区分(訂正後)

第一期(黎明期) = 昭和57年度(1982年度) ~ 平成2年度(1990年度)

第二期(発展期) = 平成3年度(1991年度) ~ 平成6年度(1994年度)

第三期(改変期) = 平成7年度(1995年度) ~ 平成20年度(2008年度)

第四期(提案期) = 平成21年度(2009年度) ~ 平成25年度(2013年度)

また、前号では、次のように記載したが、上記雑誌への投稿を行う際、改めて調べたところ、認識の誤りに気づいたので、こちらも訂正したい。

「この報告書(『障害者雇用促進制度調査研究』最終報告のこと)には、『社会的雇用』の文言は見当たらず、同じことを『社会的事業所』という表現で表している(P.3)」の箇所だが、実は最終報告が出る前の中間報告で「社会的雇用」の文言を使っていたのである。

したがって、箕面市で初めて「社会的雇用」という表現を用いたのは、平成4年度(1992年度)ということになる。

以上、お詫びし、本論に入っていきたい。

＜第三期（改変期）＝平成7年度（1995年度）～平成20年度（2008年度）＞

前号の最後に「現在のように、賃金補填を明確にした制度に発展するのは、平成9年度（1997年度）からである」と書いた。

このときから、ほぼ現在の助成体系である「障害者助成金」「援助者助成金」「作業設備等助成金」というスタイルが出来上がるが、これは、箕面市と障害者団体、そして当事業団も含めた意見交換の結果であり、まさに、この時期が「改変期」と言える所以である。

なお、当時は障害者一人当たり幾らという定額補助であったが、後に平成22年度（2010年度）からは、これが定率補助（支払賃金の3/4、上限額あり）に変わる。

また、平成9年度（1997年度）からは、箕面手をつなぐ親の会が運営する「つながり工房ふるる」がマドレーヌ等の焼き菓子製造で、平成11年度（1999年度）からは、「障害者市民事業所 ぐりーん&ぐりーん」が花販売で、社会的雇用の場としてスタートする。

この時期の終わりに近い平成18年度（2006年度）には、「箕面市における障害者事業所が行う社会的雇用の今後のあり方について～最終報告～」を当事業団が発刊し、社会的雇用の理論的整理を試みることとなった（<http://www.minoh-loop.net/pdf/s-koyou-s.pdf>）。

＜第四期（提案期）＝平成21年度（2009年度）～平成25年度（2013年度）＞

障がい者制度改革推進会議が平成22年（2010年）1月にスタートし、障害者自立支援法後の法制度を検討するための総合福祉部会が幕を開けたのが同年4月である。

同部会メンバーに箕面市の倉田哲郎市長が入ったこと、そしてその後の国への提案内容等は、既報のとおりである。

総合福祉部会で激論の末にまとまった「骨格提言」には、多様な就労の場に関する試行事業（パイロット・スタディ）の実施も盛り込まれた。

ところで、総合福祉部会の場合等で提案してきている「賃金補填」は、日本ではまだ国制度としては成立していないが、欧州では保護雇用として取り組まれているものである。

「賃金補填」への批判的な意見の中には「障害者賃金に公費が入ると、働く意欲が低下するのでは」といった疑問や「楽な制度ではないのか」といった誤解がある。

この点、本号表紙で紹介した静岡講演で、倉田哲郎箕面市長は「実は厳しい、箕面市の社会的雇用の制度」という話をされた（次頁参照）。

障害者総合支援法における就労継続支援A型やB型だと、福祉事業会計、つまり職員の給与は公費で保障されるが、就労支援会計、つまり障害者の工賃は利益次第となっている。

その結果として、A型（雇用型）の2～3割が最低賃金減額特例を受けていると推測され（セルフ協調査によるhttp://www.selp.or.jp/info/temp/130723_01.pdf）、またB型（非雇用型）の平均工賃が月額1万円台という実態がある。

一方、社会的雇用の場合は、こうした会計の区別はなく、障害者も（援助スタッフとして制度上は位置づけられる）健常者も、一緒になって稼ぎ出していないと、事業所が維持できない仕組みになっている。

障害者への賃金補填は、支払額の3/4（現行制度）であり、援助スタッフへの補助も、全額公費で保障されてはならず、その上で最低賃金以上の支払いを行っている。

決して「楽な制度」ではないのだが、障害者も健常者も対等に働き合う関係性を求めて、市と市民（障害者団体）が協働して創り上げてきた制度である。

改めて、箕面市の社会的雇用制度が行う「賃金補填」への誤解を解いておきたい。

なお、この時期、社会的雇用の事業所に異動があった。

先述の「ぐりーん&ぐりーん」が就労継続支援B型に運営形態を変更し、逆に作業所制度から「障害者共働事業所 たんぽぽ」が社会的雇用に移った。

他にも社会的雇用の場への移行を希望した作業所があったものの、経営分析等をもとに、1か所のみ可能となったが、このことから、社会的雇用の制度そのものが、決して「楽な制度」ではないことが分かると思う。

平成25年(2013年)4月に施行された障害者総合支援法は、附則で3年後の就労支援等の見直しを記載しているが、議論の素材としても、最後に倉田市長の講演資料の一部を紹介しておきたい。

「社会的雇用による障害者の自立支援～大阪府箕面市の取り組み～ 平成25年9月28日 しずおか障がい者雇用シンポジウム資料(箕面市長 倉田哲郎)」より抜粋

就労継続支援A・B型の場合

【公費】
福祉事業会計に属する人員(援助者)の賃金は、公費で確実に補填されます。

就労支援会計内での均衡を図るため、利益が少なければ利用者の賃金が減る仕組みとなっています。

福祉事業会計に投入される公費の試算

管理者	: 1名
サービス管理責任者	: 1名
援助者(指導員)	: 3名(支援体制 7.5:1)

【福祉事業会計に入る金額】
585単位×10.63円×20人/日×268日
≒33,332,000円

※20人の障害者、出席率100%で開所日268日、加算なしで計算

・最低賃金を支払わずのA型事業所も、20～30%が最低賃金の減額特例を受けており、本来の最低賃金を支払っていません。

箕面市の社会的雇用制度の事業所(A・B型にあわせた図にしています)

(公費) 援助者助成金
援助者一人あたりの年間助成額 15万円×3/4×12月=135万円
雇用する障害者が8人までは、援助者2名分。それ以降は、5人ごとに1名分を加算

(公費) 作業設備等助成金
雇用する障害者が8人までは、年額192万円。それ以降は、5人ごとに年額102万円を加算

(公費) 障害者助成金
支払賃金の3/4分を賃金補填として公費を投入(最低賃金の3/4が上限額)

社会的雇用(賃金補填)の効果

- ・事業所は、障害者賃金の1/4以上を必ず稼がなければなりません。
- ・援助者の人件費や設備・運営費も公費で完全にはカバーされません。
- ・結果として、事業所全体で利益を生み出す経営努力をしないとやっていけない制度です。
- ・ここが、A型・B型と違うのです。

①援助者助成金	15万円/月×3/4×5名×12月	6,750,000円
②作業設備等助成金	192万円+(102万円×3)	4,980,000円
小計(①+②)		11,730,000円
③障害者助成金	800円/時間×34時間/週×52週×3/4×20人	=21,216,000円
合計(①+②+③)		32,946,000円

事業団日誌

6月からリサイクル部門の担当となりました。これまでは市内の公園花壇などの植栽管理を行う緑化部門の担当として皆と一緒に業務を行ってまいりました。今回はリサイクル部門へ異動して、はじめての業務を日々行う中で自分が感じたことを紹介させて頂きたいと思います。



以前、従事しておりました緑化部門の業務のほとんどは屋外での作業となります。一方、今回、私が担当させていただきリサイクル部門は、すべてリサイクルセンター内のカン・ビンの選別業務となり、年間通して屋内の作業となります。はじめは、外の業務から屋内の業務への環境の変化に少し戸惑いましたが、目の前のライン業務を覚えることに集中しなければならなかったため、戸惑っている余裕もなく、臨時職員さんや障害者職員のみんに現場の業務を教えて頂きながら、あっという間に数ヶ月が経過したという感じです。



毎日、皆と作業をしながら、まず、感じたのは、リサイクルの業務はライン作業となるため、緑化部門のように気象状況や花の生育状態によって予定の業務や場所を変更したりすることはなく、1日の見通しが立ち易いルーティーンワークを得意とする職員にとってはとても分かり易い業務であると思いました。

リサイクルに従事している1号職員(障害者職員)はみな熟練選手なので、作業の段取りやリサイクルセンター内の細かなことまで、よく知っています。異動して間もない頃の自分にいろいろ教えてくれる職員もおりました。また、障害のある職員同士の、それぞれの特性をわかっている者もあり、作業のサポートを行ったりもしています。例えば、作業用手袋の洗濯当番は1日ごとの持ち回りとなるのですが、時間内に終わっていない人がいれば、1人の職員がそれに気づき、当番の職員に声を掛け、急ぐように促したり、また、洗濯をカゴに揃えて入れるのを一緒に手伝ったりしています。長年、一緒に仕事をしていると当たり前に見える行動でも異動したばかりの自分には凄く皆の連携が取れていると感じました。そんなピアサポートが日々の業務の中で自然と行われています。思えば、リサイクル部門に限らず、緑化部門においても、1号職員が、実習に来られた実習生を先導して作業を行っていることもありました。自分がそこに長くいると、それが当然のように気づかないものなのだと気づきました。



最後になりましたが、緑化部門、そしてリサイクル部門をいま経験して感じているのは、人それぞれの作業能力はある程度、限界はあるかも知れませんが、しかし、毎日の繰り返しによって、その人ができる範囲は広がっていくということをつくづく実感しています。それには、当然、本人たちの努力もありますが、現場に一番近い臨時職員さんたちやお互いのサポートが日々うまく機能していて、そんな幾つもの皆の努力があっはじめて一人の人が当たり前で働ける環境が生まれているのだということを感じています。

(寺井)

就労支援課から

定年退職まで働き続ける人たち

～就労生活の最後のステージに向かう人への敬意を込めて～

就労支援課(障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センター)で支援を続けてきた2名の方が、65歳の定年まで働き続けて、まもなく退職します。お二人とも60歳の定年後も引き続き再雇用制度により働いておられました。

Aさん、Bさんが最初に働き始めたのは40年以上も前のこと。障害者事業団ができるよりも前から、企業での就労に励んでおられたこととなります。改めて、当時の障害者雇用の受入れ環境のことを考えると、Aさん、Bさんの長年の頑張りとお二人を支援されていた当時の支援者の熱意には、ただただ畏敬の念を抱くばかりです。

これからは、Aさん、Bさんと一緒に退職後の生活を考えていくなど、就労生活の最後の支援が待っています。長年にわたり引き継がれてきた就労支援のバトンの重みを感じながら、「アンカー」となる私たちは、しっかりと向き合っていかなければと思っています。

2002年、会社の業績悪化のために、25年間勤務していた会社を退職したAさん。雇用支援センターの通所を経て、2004年にスーパーの品出しの仕事で就職。早朝7時からの仕事にも関わらず、休まずに出勤し、元気のよい挨拶で職場の雰囲気をもたせられます。

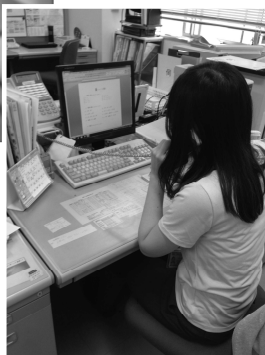
2014年1月、65歳を迎えるため、定年退職が予定されています。先日、最後の雇用契約の手続きに、就業・生活支援センターのスタッフが立ち会いました。



2002年、休日に出かけた海釣りでテトラポットの上から足を踏み外して海へ転落。大腿部骨折により会社での勤務を続けることができなくなったBさん。雇用支援センターの通所を経て、2004年に高齢者福祉施設の清掃業務で就職。雇用支援センターの通所時は、怪我が十分に回復していなかったため、三点杖を使っただけの通所も時間がかかっていたが、持ち前の頑張りで就職されました。まもなく65歳になるBさん。今年度末までの雇用契約期間満了で退職することが決まっています。

新人職員 奮闘中!! ～もちろん他のスタッフも奮闘中!～

就労支援経験者の採用を続けてきた就労支援課の正規職員ですが、昨年12月からは支援経験のない職員が仲間に加わりました。『率直な感性』と若さゆえの熱意で、障害のある方々や雇用企業の皆さんの支援に向き合っています。新人だけでなく中堅もベテラン職員も、よりよい支援のために日々研鑽に励んでいます。これまでと同様、どうぞよろしくお願いいたします。



事業団で働くことになって、もうすぐ1年になります。たくさんの利用者さんと関わる中であつという間のように思いますが、毎日がとても充実しています。利用者さんの就職が決まった時は、自分のことのように嬉しいです。

人生の中で「働く」ということはとても重要なこと。事業団での仕事を通じて、一人ひとりの利用者さんに微力ながらも携わることができることを誇りに思います。決して一筋縄ではいかない仕事ですが、職業人として向き合うことに責任を感じながら毎日を過ごしています。

「みんな違って、みんな良い」そんなことを意識しながら、これから他の職員さんと共に悩み、喜びながら、利用者さんへの支援を一生懸命頑張っていきたいです。

障害者雇用支援センター(就労移行)、利用者募集中です。

～多くの方の企業での就職が実現したため、利用受入れに余裕があります～

箕面市障害者雇用支援センターは、障害者総合支援法に基づき指定を受けている就労移行支援事業所です。原則2年以内の施設通所の取り組みを通じて、一般企業での就職を目指します。ここ5年間で、75名中62名の方の企業での就職が実現できました。

(利用終了者に占める就職率83%)

また、今年の4月以降は、就職が決まった人が11名おられます。就職により施設を退所する方が増えているため、雇用支援センターでの利用受入れに余裕がある状況となっています。



施設の見学、詳細な説明をご希望の方は、お電話でお問い合わせください。

電話 072-723-8801 (箕面市障害者雇用支援センター)

Viewpoint

No.29

読者の皆さん、こんにちは。さて今回は、前回に引き続き障害者支援のヘルパーが、性別や年代を問わず少なくなっている現状について、私の介助に入ってもらっているヘルパーさんにお聞きし、そこから障害者支援のヘルパー不足のことについて、考えてみたいと思います。



●前回の振り返り

さて前回は、障害者支援のヘルパー不足について、NPO法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会の丸橋さんと、株式会社ケアステーションかとれあの鍵谷さんに、ご意見をお伺いしました。丸橋さんからは給料の面で、一般のアルバイトよりヘルパーの時給は高い方だが、正規雇用の職員の給料では一般企業の平均給料より安く抑えられていること。鍵谷さんから、一般社会の多くの人が「ヘルパー」といえば「高齢者の介護ヘルパー」と思われ、その仕事が特別視をされて、避けられるようになってきているのではないかということでした。

そのことから、障害者支援のヘルパー不足を解消する仕組みを、福祉行政や事業所や私たち利用者の三者で考えていかなければいけないと思いました。その一つとして、いろいろな団体と共同でヘルパー養成講座などを開催できるように、働き掛けていきたいと思いました。

●障害者支援のヘルパーさんの声は？

障害者支援のヘルパー不足について、私の介助に入ってもらっているヘルパーさん3名にその考えをお伺いしました。

◇Aさん（30代の職員の方）

ヘルパーの活動は約3年になります。ヘルパーとして働く事になったきっかけは、紹介です。現在働いている事業所の職員から、ヘルパーとして活動してみませんかと紹介されて働く事になりました。それまではヘルパーとして働く事など全然考えていなかったのですが、6年ぐらい前に箕面に引っ越してきてから、箕面という場所・土地に惹かれ、箕面で働けるなら「どんな仕事でもいいや」という気持ちだったので、たまたま降って湧いてきたヘルパーの仕事始める事になりました。正直、この仕事を始める前はヘルパーの仕事に興味もなく、ましてや今まで自分が過ごしてきた環境で障害者の方と関わるきっかけがなかったので、働きはじめてから、「こういう仕事があるんだ」「障害を持たれている方で、様々な問題を抱えながらも、自分の生活を前向きにエンジョイしている人がいるんだ」と、初めて知る世界ばかりでした。そういう自分を振り返ってみると、若い人が、障害者のヘルパーの仕事に「いつかない理由の一つとして、この仕事の事を知らないという人が多い」という事も考えられます。給料が安いという、経済的な問題も多少はあるかもしれませんが、これに関しては、ヘルパーの仕事に関わらず、他の仕事でも少ない仕事はありますし、大きな問題ではないような気がします。資格を取るためのお金に関しても、同じかなと思います。やはり、働く選択肢として、「障害者のヘルパー」が、一般的に認知されていない事が大きいのかな？と思います。

◇Bさん（20代の登録ヘルパーの方）

この仕事(ヘルパー)をしていると、いろんな人間関係ができて、すごく面白そうだったから。人助けをしたかったから。友達が障害者市民だったから、自然にヘルパーになっていた。一般の会社と違い、時間が自由に使えるから。ヘルパーの仕事のイメージが、若い人たちはグレイっぽく見えてしまっている。もちろん、ヘルパー給料が大きい会社と比べると非常に低いと思っている。

◇Cさん（30代の職員の方）

Cさんは、会社の業績ではなく、人の役に立つ社会的に意義のある仕事があったという方で、故郷の箕面で偶然に見つけた事業所の募集要項が楽しそうだったからと、応募したのが今の事業所で働くきっかけだったそうです。ヘルパーの仕事は1年3ヶ月ほどで、まだ業界を知らない人に近い感覚を持ち合わせているとのこと、その観点から話して頂きました。

平成24年度障害者問題連続講座の報告

第1回目(2012年12月7日)は、参加者118名、NPO法人発達障害をもつ大人の会代表、大阪府若者サポートステーション ピアワークサポーターの**広野ゆい氏**から「**大人の発達障害当事者から見た現状と生活支援・就労支援～より良い社会生活をするために～**」とのテーマでお話をしていただいた。

発達障害者支援法により、発達障害者への福祉的援助が開始されたが、現在も支援センターへの相談は非常に多く寄せられている状況。発達のでこぼこがあっても、周囲の環境に適応していれば診断されない。環境への適応障害が、例えば、学生から社会人になってから加わることで、診断につながることも多い。発達障害が増えていると言われるが、現代は、それだけ適応しにくい社会環境となっているとも言える。自身が発達障害の診断を10年前に受けた時、それまでの生きづらさの理由を知ることができてホッとした。障害がなければ普通にできることが、自分は頑張っようやく出来たり、出来なかったりすることがあり、そのことで自己肯定感を持ちにくかった。セルフヘルプグループを通じて、客観的に自分を見る目を持ち、障害の受容とコントロールにつなげる。

第2回目(2013年2月1日)は、参加者101名、目白大学保健医療学部作業療法学科准教授、NPO法人地域精神保健福祉機構・コンボ ACT-IPS センターの**香田真希子氏**より、「**精神障害のある人のリハビリと IPS (個別就労支援) ～働くことの意味～**」とのテーマでお話をしていただいた。

精神医療におけるリハビリとは、「病気や障害を持ちながらも、働き、自分が望む場所に住み、楽しみ、人と交流し、当たり前前の生活、自分の望む生活・生き方をしていくこと」である。このリハビリの重要な要素である就労について、IPS モデルを実践している。これは、「どんなに重い精神障害を持つ人々であっても、本人に働きたいという希望があれば、本人の興味、技能、経験に適合する職場で働くことで有益な効果を得ることができ、就労自体が治療的であり、リハビリの重要な要素となる」という信念に基づいた EBP プログラム。施設内でのトレーニングやアセスメントは最小限とし、敏速に職場開拓を実施することで、保護的施設から、地域や職場へ出て、短期間・短時間でも一般就労をめざし、その経験をハイサポートによりプラスの経験に変えるもの。

第3回目(2013年3月15日)は、参加者119名、豊能障害者労働センター職員の**新居良氏**、株式会社桜ほのぼの苑代表取締役の**杉林佳治氏**、箕面東部自立センターZERO の家職員の**中岡努氏**、箕面市障害者雇用支援センター職員の**武内将仁氏**の4名から、「**障害のある人が働くこととは～箕面市内での様々な取組みから～**」とのテーマでお話をしていただいた。

株式会社桜ほのぼの苑は、就労継続 A 型事業所として、2012年7月から箕面市で事業開始。定員30名で、作業は、家庭用雑貨品のケース入れや袋詰め、製造年月日の刻印入れ等。

箕面東部自立センターZERO の家は、前身の小規模作業所から、2012年4月に就労継続 B 型事業所に制度移行をして運営。定員は15名で、小野原地区でリサイクル事業や印刷事業を展開。

箕面市障害者雇用支援センターは、前身の障害者雇用支援センターから、2009年4月に就労移行支援事業所に制度移行をして運営。定員は20名、2年間の期限で一般就労をめざす。

豊能障害者労働センターは、箕面市障害者事業所制度で運営する、4箇所ある事業所のひとつ。1982年に設立し、リサイクル事業や通信販売、福祉ショップ、食堂、点訳事業をおこなっている。

働く顔

それぞれの役割 ～リサイクル部門から～

箕面市障害者事業団で働く障害者職員一人一人にスポットをあて、ご紹介していく“働く顔”。今回はリサイクル部門でカン・ビンの選別作業をしている高村俊治さんについて取り上げます。

◇プロフィール◇

平成4年(1992年)7月に就職し、勤続21年になる高村さんです。仕事は箕面市立リサイクルセンターでのカンとビンの選別作業、グループホームで生活しています。

箕面市で生まれて、地元の小・中学校、箕面支援学校を卒業した後、障害者事業団に就職するまでは、箕面市立あかつき園に通って、カーペットクリーナーの袋詰め作業などをしていました。



◆働きはじめた頃

作業内容は、毎日同じスケジュールで稼動するベルトコンベアの前に立ってビンを投げる作業を繰り返すという、定型的なものなので、しっかりと取り組むことができていました。

職場の仲間とのコミュニケーションは、会話や絵、日記を通じてとるのですが、どうしても一方的になってしまうことが多くありました。そして、高村さんは相手の特徴をつかむのが上手なので、同僚の似顔絵をよく書いていましたが、たまに相手が嫌がる特徴を強調してしまい、トラブルになることもありました。

◆現在

作業では、高村さんには透明色のビンと長く担当してもらっていましたが、透明色以外の茶色とその他の色の選別にチャレンジしてもらおうと、どの色でも選別が出来るようになりました。

休みの日は、ひとりで、決まった場所に出かけますが、はじめはガイドヘルパーを利用して、過去に利用したことがある場所に出かけることから始めて、出かける距離を少しずつ延ばし

たそうです。親の会

のリクリエーションクラブへの参加も楽しみのひとつです。

就職前の工賃では、こづかいを捻出できませんでしたが、今は、給料から一定額をこづかいとして、その額の範囲内でのやりくりができるようになりました。これからの自分や家族が生活するための金銭面を心配することがありますが、家族で話し合い、給料等でまかなっていく見通しを持つことで納得ができたようです。これが働き続けるモチベーションにもつながっているのかもしれない。



【編集後記】

8月11日(日曜日)、尾池良行 前理事長への感謝の集いを、箕面市立障害者福祉センターささゆり園にて開催した。

当事業団の岡猛博理事長の開会挨拶、倉田哲郎箕面市長様、上田春雄市議会議長様の来賓ご挨拶に続き、神代繁近市議会副議長様の乾杯でスタートした。

和やかな懇談と平行しての「思い出の映像上映」では、尾池 前理事長が副理事長に就任された平成2年(1990年)、理事長になられた平成4年(1992年)以降の懐かしい場面が次々と映し出された。

その後、参加者からのお言葉、花束・記念品贈呈に続き、尾池 前理事長にご挨拶を頂き、最後に、当事業団の工藤寛士副理事長(大阪船場繊維卸商団地協同組合 専務理事)が閉会挨拶を行って、幕を閉じた。

尾池 前理事長さんは、箕面商工会議所会頭をはじめ、全国的な商業団体の役職も歴任された方であるが、いつも私たち職員に気さくに接して頂いていた。

私が思い出に残っていることのひとつに、平成2年度(1990年度)に行った箕面市内事業所アンケート調査のことがある。

市内事業所に、障害者雇用や実習受け入れに際しての意向を聞くものだったが、尾池 前理事長のおかげで円滑に実施することができた。

その結果としての平成3年度(1991年度)からの職場実習事業であり、それが平成8年度(1996年度)開所の箕面市障害者雇用支援センターにつながったのである。

改めて、その存在の大きさと、ご尽力に心から感謝を申し上げたい。

そして、岡理事長の新体制のもと、さらに発展をさせていきたいと思う。 (栗原)



KSKQ 障害者事業団だより No. 44

発行日 / 2013年11月28日

編集人 / 一般財団法人箕面市障害者事業団 (理事長 岡 猛博)

〒 562-0015 大阪府箕面市稲1-11-2 ふれあい就労支援センター4階

TEL 072-723-1210 / FAX 072-724-3383

ホームページ <http://www.minoh-loop.net/>

Eメール info@minoh-loop.net

ヒューマンコミュニティみのお

平成 25 年(2013 年)度 障害者問題連続講座

～地域にこだわり、地域を問い直す～

第 1 回

平成 25 年(2013 年)12 月 13 日(金) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分
於：箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」プレイルーム

「地域福祉論から語る障害者支援～生活・就労・人権の切り口から見る」

講師：松端 克文氏 桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授
箕面市障害者計画策定アドバイザー

第 2 回

平成 26 年(2014 年)2 月 21 日(金) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分
於：箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」プレイルーム

「重度障害者の地域生活とは～それぞれの自立観、共生観をもとに」

講師：片野坂 和幸氏 特定非営利活動法人 箕面市障害者の生活と労働推進協議会 事務局長
小泉 祥一氏 豊能障害者労働センター 代表
高田 浩志氏 一般財団法人箕面市障害者事業団 職員

第 3 回

平成 26 年(2014 年)3 月 20 日(木) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分
於：箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」プレイルーム

「何故、いま、司法福祉か～排除の論理から共生の実践への架け橋として」

講師：松友 了氏 一般社団法人社会支援ネット・早稲田すぱいく
社会福祉士/関西福祉大学 客員教授

【主催】箕面市

【会場案内】箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」

【運営】一般財団法人箕面市障害者事業団

箕面市西小路 3-9-9 (阪急牧落駅より約 1km)

《TEL》072-723-1210 《FAX》072-724-3383

《WEB》<http://www.minoh-loop.net/>



【参加ご案内】

- ・参加申し込み不要、参加費無料。
- ・手話通訳、要約筆記、点字資料あります。
- ・一時保育有(10 日前までに要予約。詳細問合せ下さい)
- ・駐車スペースに限りがありますので、
ご来場の際は公共交通機関をご利用願います。

